



ともに日弁連を変えよう！

市民のための司法をつくる会（変えよう！会）

代表：及川 智志（顧問：宇都宮健児・海渡雄一）

（連絡先：国府泰道 TEL 06-6311-9182 FAX 06-6311-9280）

合格者はついに 1421 人、日弁連は 1500 人政策を維持で良いの？

第1 結論＝日弁連は、問題ある「法曹人口政策に関する方針案」をいったん撤回し、検証をやり直すべき

日弁連は「法曹人口検証本部」（以下「検証本部」といいます。）において「法曹人口政策に関する当面の対処方針（案）～司法試験合格者数の更なる減員に関する検証結果～」(以下「方針案」といいます。)をとりまとめました。「方針案」は「現時点において、司法試験合格者数の更なる減員を提言しなければならない状況にない」として、**年間合格者1500人政策を維持する内容**になっています。「方針案」は、理事会に諮られた上、本年9月にも単位会に意見照会され、その後、正式に日弁連の法曹人口政策に関する方針として、公表される予定です。

しかしながら、**実際の合格者数が、昨年1450人（合格率39.2%）、今年1421人（合格率41.5%）となるなか、「方針案」の妥当性には疑義があります。**くわえて「方針案」には、少なくとも以下の問題（紙数に限りがあるので2点のみ述べますが、実は多数の問題）があることから、拙速に日弁連の法曹人口政策に関する方針とするべきではありません。日弁連は、いったん「方針案」を撤回し、民主的な議論を尽くして、司法試験合格者数の更なる減員に関する検証をやり直し、弁護士の将来を見据えた、法曹人口政策に関する方針を定めるべきです。

第2 理由＝日弁連の「方針案」の問題

1 将来のことは考えない？それで良いのか

「方針案」は「現時点」の方針を述べるだけで、**弁護士の将来を考えていません。**しかし、法曹人口政策は将来を見据えて立案されるべきです。なぜなら、年間の合格者数を変えたとしても、それが法曹全体の人数に表れるのに時間を要するからです。また、弁護士の人生をリアルに考えるべきだからです。ひとりの弁護士が弁護士業を生業として生きていく期間は平均して40数年です（日弁連の「弁護士白書」ではこれを43年と見ています）。とすれば、40数年は先を見据えて、弁護士の生業がどうなるのか、弁護士がプロフェッションとしての公益性を維持できるだけの経済的基盤が見込めるのか、弁護士が基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命を十全に果たし続けられるのか、そうしたことを議論し検証するべきです。ところが、「方針案」は、「現時点において」として、現状だけを捕らえ、将来について考察しません。しかも、現状のとらえ方が恣意的です。一例を挙げれば、**弁護士の所得の中央値が1200万円から600万円に半減した問題についても、これが若干増えて700万円になった現状を強調して、弁護士の所得は減少傾向にない、などと強弁しています。**こうした極めて無責任な方針を日弁連が公表するのであれば、まさに**百害あって一利なし**です。検証をやり直すべきです。

2 委員選任の問題

「方針案」を定めた「検証本部」の人選に**問題があります。**というのは、検証本部の委員が、全国の単位会から選任されているのではなく、日弁連会長がわずかに十数単位会から委員を指名するという方法で、選任されているからです。日弁連会長の指名がなければ、単位会から推薦されたとしても、検証本部の委員にはなることができませんでした。これでは、日弁連執行部の考えが偏重され、全国の会員の意見を十全に反映することはできません。全単位会から推薦された委員が参加して検証をやり直すべきです。

【当会にご賛同を！】 ファックス 06-6311-9280 メール kokufu@taiheiyolaw.com

当会の賛同者になる 賛同者名公表に同意する 賛同者メーリングリストの登録に同意する

(お名前) _____ (所属会) _____

(登録番号) _____ (メールアドレス) _____



活動資金の 캄パをお願ひたします



三井住友銀行伊丹支店 普通預金 5055933

カ エヨ ウカイ カイケイ タケモトユカ コ
変えよう会 会計 武本夕香子

チェンジ日弁連

